

議案第21号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 身体障がい者に対する電話の貸与事業に基づき本市が貸与した電話の使用に係る費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる使用に係る費用の額の合計金200,835円及びこれらに対する遅延損害金

- (1) 債権の額が債権の回収に要する費用の額に満たず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	住所	使用に係る費用の額
1	内山 幸一郎	鹿児島県鹿児島市新屋敷町32番3号	金66,945円

- (2) 債務者らの所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	使用に係る費用の額
1	福 孝雄	大阪市西淀川区佃1丁目14番4号	金66,945円
2	内山 しげ子	鹿児島県大島郡伊仙町大字阿権1420番地	金66,945円

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

身体障がい者に対する電話の貸与事業に基づき本市が貸与した電話の使用に係る費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。